

広島県税規則及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十四号

広島県税規則及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県

税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第十一条の七第一項中、「第三十二条の三、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項」を、「第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項」に改める。  
第十五条第二項第一号及び第二十六条中「(施行令第二十九条第一項において準用する場合を含む。)」を削る。

別記様式第四十四号の五の二中「第32条の2第1項」を「第31条第1項」に、「第32条の2第2項」を「第31条第2項」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年広島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号の注)1中「ノフマトフトヲハシ」を「ニシテハシルニシテハシルニシテハシル」に改める。

(農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の廃止)

第三条 農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和四十七年広島県規則第七十八号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。